

A・B 共に医師の診断を必ず受けてからの登園となります。

A 第二種の伝染病 (学校伝染病に指定された出席停止の病気)

| 病名 | 感染しやすい時期 | 登園のめやす |
|-------------------------------|--|--|
| 麻疹 (はしか) | 発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで | 解熱後 3 日を経過してから |
| インフルエンザ | 症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い) | 症状が始まった日から 5 日以内に症状が無くなった場合は、症状が始まった日から 7 日目まで又は解熱した後、3 日を経過するまで |
| 風しん | 発疹出現の前 7 日から後 7 日間くらい | 発疹が消失してから |
| 水痘 (水ぼうそう) | 発疹出現 1~2 日前から痂皮形成まで | すべての発疹が痂皮化してから |
| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日 | 耳下腺の腫脹が消失してから |
| 結核 | | 感染の恐れがなくなってから |
| 咽頭結膜熱 (プール熱) | 発熱 2 日前から耳下腺腫脹 5 日 | 主な症状が消え 2 日経過してから |
| 流行性角結膜炎 | 充血眼脂など症状が出現した数日間 | 感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから |
| 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで | 特有の咳が消失し、全身状態が良好であること (抗菌薬を決められた期間服用する。7 日間服用後は医師の指示に従う) |
| 腸管出血性大腸菌感染症 (O157,O26,O111 等) | | 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し 48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの |

厚生労働省保育課発表「保育園における感染症対策ガイドライン」参照

B 第三種その他の伝染病

| 病名 | 感染しやすい時期 | 登園のめやす |
|-------------------------|---|---------------------------------|
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間 | 抗菌薬内服後 2 4 時間経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| 手足口病 | 手足や口腔内に水ぼう・潰瘍が発症した数日間 | 発熱や口腔内の水ぼう・潰瘍の影響がなく普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑(リンゴ病) | 発疹出現前の 1 週間 | 全身の状態がよいこと |
| 感染性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウイルスなど) | 症状ある間と、症状消失後 1 週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要) | 嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事が摂れること |
| ヘルパンギーナ | 急性期の数週間(便の中に 1 カ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要) | 発熱や口腔内の水ぼう・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| RSウイルス感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失し、全身の状態が良いこと |
| 帯状疱疹 | 水ぼうを形成している間 | 全ての発疹が痂皮化してから |
| 突発性発疹 | | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと |

A B に該当する伝染性疾患の場合、**医師の許可の証明として**保護者記入の登園届が必要になります。

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

----- 切り取り -----

登 園 届 (保護者記入欄)

さくら保育園 園長

殿

組

園児名

平成 年 月 日 医療機関「

において病名「 」と診断され、 日間休み

ました。医師において伝染の恐れがないと認められ、病状も回復し登園のめやすに従い、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

平成 年 月 日

保護者氏名

印又はサイン